



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路の指定……………（同）…
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消し……………
- ……………（福祉局生活福祉部保護課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

公告

告示

●東京都告示第九百七十七号
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
 条第一項の規定に基づきJR小岩駅北口地区市街地再開発
 組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項におい
 て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように
 告示する。

令和五年九月六日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
 JR小岩駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
 令和二年一月二十四日から令和十三年三月三十一日ま
 で

三 施行地区
 江戸川区西小岩一丁目、西小岩三丁目及び西小岩四丁
 目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号エトワールビル
 令和二年一月二十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日
 令和五年九月六日

東京都告示第九百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
 という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
 おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
 いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

東京都多摩建築指導事務局長

名 取 伸 明

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の位置	指定に係る道 路の延長及び 幅員（単位メ ートル）
----------------	-------	----------------	------------------------------------

法第四十二条	令和五年八	東村山市青葉	延長
--------	-------	--------	----

第一項第五号
 の規定による
 道路

町二丁目十八 番十七、同番 四十四及び同 番四十五の各 一部	一一・二四 四・〇〇
--	---------------

東京都告示第九百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
 という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のと
 おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
 いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

東京都多摩建築指導事務局長

名 取 伸 明

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の延長及び 幅員（単位メ ートル）
----------------	-------	------------------------------------

法第四十二条 第一項第四号 の規定による 道路	令和五年八 月二十二日	(一) 次に掲げ る地番の全 部 狛江市岩戸 北四丁目千三 百三十四番二 十五、同番七 十、千三百三 十八番十八、 千三百四十一 番十六、千三 百四十八番三 地先、千三百 四十九番十三、 同番十四、同 番十九、千三
----------------------------------	----------------	--

百五十一番八、千三百五十二番三、千四百十七番一、同番一地先、千四百十八番四地先、千四百二十二番四、同番十五及び千四百三十番二十八
 (二)次に掲げる地番の一部
 部
 狛江市岩戸北四丁目千三百三十四番二十一、同番二十三、同番二十四、同番六十五、千三百三十八番一から同番三まで、千三百三十九番六、同番八、同番九、同番十九、同番二十、千三百四十番三、同番四、同番八、同番十一、同番十八、千三百四十一番二、同番十一、同番十八、同番十九、千三百四十二番一、千三百四十三番一から同番四まで、千三百四十七番三、

千三百四十八番一、同番三から同番五まで、千三百四十九番十二、同番十六、千三百五十一番一、千三百五十三番二、同番九、同番二十四、千三百五十四番十六、同番二十五、千四百九番四、同番六、千四百十番六、千四百十一番一から同番三まで、千四百十二番二、千四百十六番二、千四百十八番一、同番四、同番五、千四百十九番一、同番二、同番八、同番十から同番十二まで、同番十五から同番十七まで、千四百二十一番二から同番四まで、千四百二十二番八、同番九、同番十六、千四百二十四番一、同番六、千四百三十番三、同番十七、同番十八、千

四百三十四番一、同番九及び同番十

●東京都告示第九百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第五項において準用する法第五十一条第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険 事業所番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	取消年月日
1373201100	株式会社ファーストリバーメ ディカルコンサルティング	東京都町田市三輪町501-2	ファーストリビング町田三輪	東京都町田市三輪町501-2	認知症対応型共同生活介護	令和5年6月30日
1373201100	株式会社ファーストリバーメ ディカルコンサルティング	東京都町田市三輪町501-2	ファーストリビング町田三輪	東京都町田市三輪町501-2	介護予防認知症対応型共同生 活介護	令和5年6月30日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 テルミナ

二 店舗所在地 墨田区江東橋三丁目十四番五号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 墨田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年八月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和五年九月六日から同年十月六日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例（平
成元年東京都条例第十号）に定める休日
を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

